こんなことやってます!!~

!

NBK新年交流会開催

特別講演会 "昆虫"テクノロジー企業「ムスカ」が目指す 「未来の食-完全循環型農業-」

1月29日(火)、ガーデンシティクラブ大阪において新年交流会を開催しました。特別講演会では、講師に株式会社ムスカ 代表取締役会長 串間 充崇様をお迎えしました。「イエパエ」を使って、畜産ふん尿や食品残渣等を有機肥料や飼料に100%リサイクルする循環システムを構築している株式会社ムスカ。串間氏から「安全性」を示すのに大変苦労した話や、今後はイエパエに限らず、ほぼ未利用資源である昆虫の機能性や特徴をうまく人類の役に立てる、『昆虫メジャー企業"に育っていきたいとの決意を語っていただきました。参加者からは「昆虫食の話かと思っていたら、とてもスケールの大きい話で、とても面白かった」などの声をいただき、大変盛り上がりをみせました。



NBKニュービジネスカフェのご案内

人手不足を解消する採用ツールデザイン NBK×Mebicコラボイベントークリエイティブは企業を変える!!

- ■日時2019年2月27日(水)16:00~20:00 開場・受付開始 15:30
 - 16:00~16:10 開会 趣旨説明
 - 16:10~16:30 ブルーチップ:橋本公平氏
 - 16:30~16:50 株式会社ビートローグ:佐々木哲氏
 - 16:50~17:10 筑濱プロダクション:筑濱健一氏
 - 17:10~17:30 CA-RIN WORKS:カツミ氏
 - 17:30~17:50 株式会社アイズオブシー:平田剣吾氏
 - 17:50~18:20 全員に対する質疑応答
 - 18:30~20:00 交流会(ビジネスミーテイング)
- ■会場 クリエイティブネットワークセンター大阪 メビック扇町 大阪市北区扇町2-1-7 カンテレ扇町スクエア3F TEL 06-6316-8780 https://www.mebic.com/access/
- ■参加費 2,000円(交流会費含む)



★クイズです!★



Q. この絵の中に棒は何本あるでしょう?





あとがき



2019年がスタートして早くも1か月が過ぎました。インフルエンザが猛威を振るい、現在の調査方法となった1999年以降で過去最多となっています。複数の型のウイルスが同時流行していることが大きな要因のようです。予防接種など様々な予防方法がありますが、どれが一番有効なのでしょうか?

全国の医師を対象にした調査によると、1. 手洗い・うがい。2. 人混みに行かない。3. 睡眠・休養をとる。4. 予防接種。5. 加湿をする。だそうです。やはり、手洗いやうがいは重要な対策のようです。こうした手洗い・除菌を習慣的に行えば、かなりの確率で多くの感染症から身を守ることにつながります。しかし、この手洗いも正しく行わないと意味がないのです。指輪や時計は外して、手のひら、手の甲、指先・爪の間、指の間、手首も忘れずに、「ハッピーバースデートゥーユー」の歌を2回歌うぐらいの時間(20~30秒)を目安に洗うと良いそうです。そして、清潔なタオルで拭いて、消毒。NBK事務局も、日常的にできる予防対策を万全にまだまだ事本が続く2日を乗り切りたいと思います。と様も、お身体ご自愛ください。

だ寒さが続く2月を乗り切りたいと思います。皆様もお身体ご自愛ください。 【「ざ・えぬび一」読んだよ!】【HPやSNSへの《いいね》】も引き続きお待ちしております。ご意見、 ご要望、ご感想なども頂けますようお願い致します。

行政・諸団体からのお知らせ



◎関西ベンチャー学会からのお知らせ 第18回年次大会「起業家精神の育成」

- 日 時 2019年2月23日(土)
- 受 付 10時00分開始
- 開 会 10時30分 閉会17時50分 懇親会18時00分~20時00分
- 会 場 関西学院大学大阪梅田キャンパス

https://www.kwansei.ac.jp/kg_hub/access/index.html

テーマ「起業家精神の育成」

【詳細・お申し込み】

http://www.kansai-venture.org/?cat=1



- Q. 創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤務している人の 表彰に当たって支給する記念品などを贈る場合、課税対象となる? 課税対象とならない要件は?
- A. 創業何十周年記念等に際して支給する記念品や永年勤続表彰の ための記念品については、次の掲げるような要件を満たす場合には、 課税されません。
- ①永年勤続者表彰のための記念品で受彰者の地位等に照らして社会通念上相当と認められるものであり、かつ、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とするもの(2回以上表彰を受けるものについては、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること) <所得税法基本通達 36-21>
- ② 創業何十周年均等に際して支給する記念品で、その処分見込価額が 10,000 円以下であり、かつ、おおむね5年以上の間隔をおいて支給されるもの 《所得税法基本通達 36-22》
- (注)処分見込価額については、消費税等を含めないこととされています。したがって、10,810 円(10,810 円×100÷108=10,009 円......10 円未満の端数切捨て)以下である場合は、課税されることはありません。なお、税務調査等で否認された場合には、給与所得として源泉所得税が課税されますので注意してください。記念品として金銭を支給する場合には、給与として処理することが必要です。また、旅行券などを支給する場合には、給与として処理することが必要です。また、旅行券などを支給する場合には、その旅行券を使用してその支給額に相当する金額以上の旅行をしたことを証する書類(旅行会社等に支払った際に交付される領収書など)をその支給を受けた者から提出させるなどの措置を講じる必要があります。
 - ★お答えくださった人:税理士 大谷 富太郎 氏

※質問募集中!!

ご質問があれば、質問事項・メールアドレス・所属・氏名・電話番号を明記し、「専門家がお答えします」係宛にお送りください。
(送付先アドレス:nbk@nb-net.or.in)

発行元 : 一般社団法人関西ニュービジネス協議会

〒540-0034 大阪市中央区島町1-2-3 三和ビル8F TEL 06-6947-2851 FAX 06-6947-2852 http://www.nb-net.or.jp nbk@nb-net.or.jp

